

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	建築物のエネルギー消費性能に係る認定の取り消し		
根拠法令及び条項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条及び第37条</li> <li>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令</li> <li>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)</li> <li>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省省令第5号)</li> <li>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針</li> <li>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項等(平成28年国土交通省告示第265号)</li> <li>住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号)</li> <li>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第九条第一項第三号の規定に基づき国土交通大臣が定めるものを定める件(平成28年国土交通省告示第267号)</li> </ul>		
	処分基準 設定年月日	平成28年4月1日	処分基準 最終変更年月日
所管部署	まちなみ共創部 建築指導課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。